

過 芹橋地区の位置づけ



芹橋地区が刻み続ける時

彦根城の城下町は3重の堀により4つに区画されており、芹橋地区はその最も外側の外堀と芹川に挟まれた第4郭に位置し、「外町」と呼ばれた商人と足軽の居住地であった。彦根の足軽は「中組」「善利組」「切通上組」「切通下組」「大雲寺組」「北組」「中組」の7つの足軽組で構成され、その中で最も規模が大きかったのが芹橋地区にあった「善利組」である。幕末期には700戸を越える屋敷があったが、現在ではその1割程度に減少している。

当地区は市内の他の歴史文化エリア内の屋敷や旧家とは異なり、幅1間半(2.7m)の通りにより整然と仕切られた中に「食い違い」や「どんつき」などを配した街区構成など、往時の生活文化が感じられる歴史遺産であり、その昔、足軽とその家族が歩いた1間半の路地を、現在でもそこに暮らす人々や車が行き交い、生きた歴史文化財としての魅力を有している。当地区の周辺では歴史資源を活かした新しいまちづくりが進んでおり、彦根城から続くキャッスルロード、四番町スクエアなど多くの観光客が訪れている観光・商業エリアに隣接している。

芹橋地区をつくりあげてきた人々

芹橋地区は江戸時代に形成された足軽屋敷の中の「善利組屋敷」のあった場所であり、多くの足軽とその家族が暮らし、足軽は戦国時代以降に戦の形態が集団戦に変化するとともにその主力として重要な役割を担うようになり、彦根藩には1120人の足軽が、鉄砲組と弓組に編成されていた。城下を取り囲むように屋敷を連ねることで、彦根城とその城下町を守護する役割も担っていた人々である。

現在では静かな住宅地となっているが、足軽屋敷の建築物や1間半の狭小な路地は、現代の生活や車社会に適応しにくく、若い世代を中心に「まちばなれ」が進行しつつあり、地区の住民の高齢化が進んでいる。

その一方で、NPOと地元有志のグループにより歴史遺産である建築物や町並みの保存運動がされており、善利組屋敷の時代から継承した生活文化に誇りを持ちながら活動を展開している。

都市計画制限

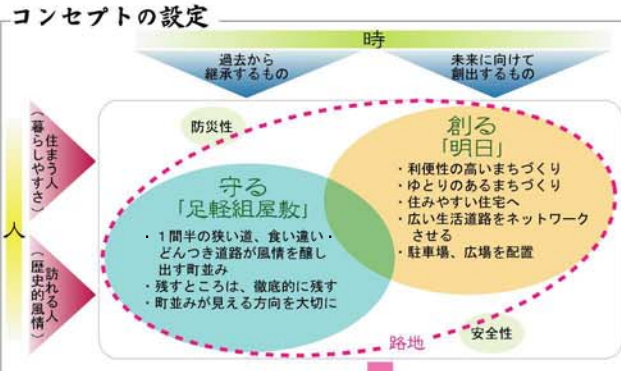
- 用途地域：第1種住居地域、近隣商業地域(東側道路沿)、商業地域(西側道路沿) 芹川風致地区(芹川)
- 景観計画：城下町景観形成地域 外町地区

市民によるまちづくり活動

- 芹橋地区を対象に活動している市民活動団体
 - ・「善利組足軽倶楽部」
 - ・「彦根吉良家再生トラスト」
 - ・「NPO法人彦根景観フォーラム」
- 「善利組足軽倶楽部」主な活動内容
 - ・足軽屋敷やその町並みを描いた絵画展の開催
 - ・足軽屋敷のポストカードの製作と展覧会での進呈
 - ・ペロタクシーや江戸実感劇団の協力による展覧会演出
 - ・個人邸である足軽屋敷の公開と講師による特別講座開催
 - ・足軽人形の製作と進呈



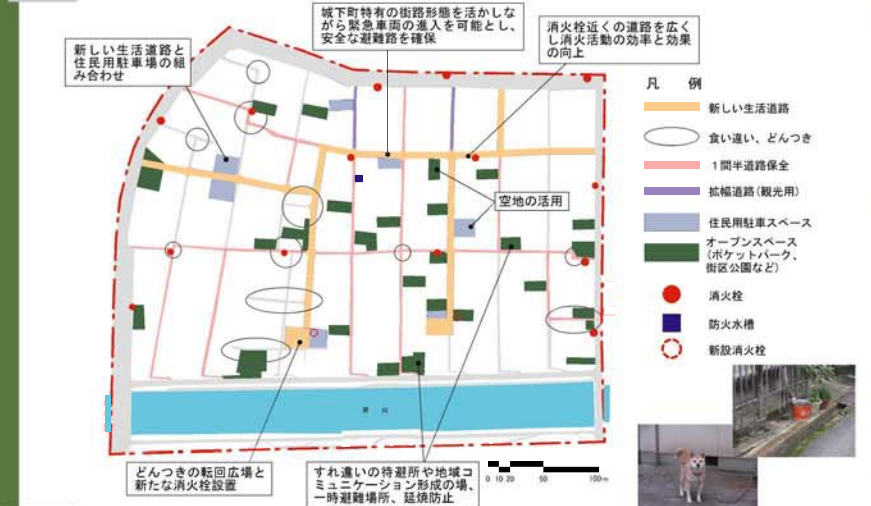
1.5 間 まちづくりのコンセプト



ふたつの顔をもつ、芹橋地区の整備
明日軽まち ~路地がつかなく人と時~
 この地区の大きな魅力は、歴史的風情が残る町並みとそこに暮らす人々の生活感である。これからは守り続けるものと明日へ向かい創りだすもの、双方を融合させることにより、1間半の路地に足を踏み入れたら、足軽たちの活躍した時代と現代とを行き来できるような「住まう人の日常」と「訪れる人の非日常」とを結びまちを創出する。

住 住まい方の提案

芹橋の歴史的景観を守りながら、ここに住まう人々の暮らしの利便性、安全性、快適性を向上させる。



1 住まう人の日常利用(生活面)

「食い違い」や「どんつき」のある城下町特有の街路形態を活かしながら、新しい生活道路と住民用駐車場の組み合わせにより車道幅を確保する。
 ・既存の1間半の道路とそれに張り付くように軒を連ねる家屋が形成する景観を維持しながら、空き地や公共用地を活用した溜まりやポケットパーク、街区公園などのオープンスペースを創出し、地域コミュニケーション形成の場とともに、車や人のすれ違い時の待避所とするなど安全性の向上を図る。

2 住まう人の非常時利用(防災面)

・芹橋地区の内部を結ぶ新しい生活道路を設けることで、消防車や救急車などの緊急車両の進入を可能とする。また災害時の安全な避難路とする。
 ・さらに消火栓や防火水槽沿いやその近くに拡幅道路やオープンスペースを配置することにより、地区内の消火活動の効率性と効果を上げる。
 ・新しい生活道路のどんつき部に新たな消火栓を増設し、消火活動機能を向上させる。
 ・小規模ではあるが街区公園などのオープンスペースを地区内にいくつか配置することで、災害発生時の身近な一時避難場所と身近な防災活動の場を確保する。
 ・地区内に小さなオープンスペースを点在させることで、住宅密集地内で発生した火災の蔓延による被害拡大を抑制する。
 ・各戸の前に消火バケツを配置しておく習慣は残し、住民の防災意識と助け合いの気持ちを大切にしていこう。

3 絵になるまちなみを活力に利用(景観面)

・善利組足軽倶楽部などの市民活動団体を中心とした市民の力で芹橋地区の「絵になるまちなみ」の景観とそれを構成する歴史や文化を守り続け、それらの活動から生まれるエネルギーを地区の活力に繋げていく。
 ・江戸時代の歴史的建造物や「どんつき」「食い違い」など足軽屋敷などの面影が強く残る通りを中心に、現在の1間半の通りの風情を維持しながら、通りの舗装の打ちかえや江戸時代をイメージしたストリートファニチャーの配置、町屋風の建築物への改築などにより、江戸時代にタイムスリップしたような空間整備を行う。
 ・芹川の堤防沿いに堤防と一体化させた公園を整備し、地区の町並みや彦根城、芹川の景観を眺望できるポイントを生み出す。また、芹川とまちをつなぐ機能を果たせ、芹川沿いの散策道から人を誘導するとともに、堤防道路の歩行者空間とする。
 ・庭に松の木を植えるなどの緑化協定を定める。
 ・電柱を地中化し、まちの景観を向上させ、堤防から望む彦根城の眺望を良くする。



訪 観せ方の提案

訪れた人々に感じてもらえる魅力を保存・創出する。

- このまちに訪れる人の利用(観光面)
 - ・彦根城やキャッスルロード、四番町スクエア側の中央部を地区の顔となるエリアと位置づけ、エンターテインメント的な広場や公園整備とともに、観光用の商業施設や案内施設を配置する。また、このエリアの通りは多くの人が利用できる歩行者専用のメインストリートとする。
 - ・1間半の道路を保全する通りは散策を優先させる通りとし、舗装の打ちかえをして、地区内を結び、江戸時代の風情が残る町並みを迷路のように散策しながら、江戸時代へタイムスリップしたような楽しさを味わってもらう。
 - ・外部から訪れた人が利用する駐車場を地区の外側の道路沿いに配置し、徒歩で地区内へ入ってもらう。
 - ・地元住民によって、善利組屋敷のつくりやそこに暮らしていた足軽の人々の生活文化を紹介したり、歴史的施設の家内をするボランティア活動など、ソフト面でもなした活動を盛り上げ、訪れた人に記憶に残る体験をしてもらう。

未 新しい住まい方の提案

住んでみたいと思えるまちづくりを行う。

- 新しくこのまちに住まう人の利用
 - ・住宅や小規模なアパートなどの新築や、既存建築物のリニューアルを行う際に、景観計画の基準に沿いながら、高さ制限を設けたり足軽屋敷のデザインを取り入れた町屋風の建築物とする(地区計画)で、この地区の魅力や歴史を高め、地区外からの新たな住人を呼び込む。
 - ・上記のような建築物の改築によりコミュニティカフェなどを創出し、昔から住まう人と新しく住まう人、訪れた人とここに住まう人の交流の場づくりを行う。
- 善利組コミュニティカフェ ○町屋シェアハウス
- 芹橋地区を訪れる人をもてなす場、住人の生活・活動を身近で支えあう場として、市民が管理運営していくコミュニティカフェ。足軽屋敷の紹介や、個人の作品などを展示するギャラリーやショップ、楽器や歌が好きならいけばミニコンサートも開催。料理が得意な人は喫茶コーナーの運営も可能。住民の情報交換ボードや、ちょっとした集まりや飲み会もできる。最初からいろいろ企画を用意しなくても、みんなが少しずつそれぞれ持っているものを持ち寄り、ゆっくりに楽しんで作っていく場所。
- 1間半の路地や木戸門、松、足軽屋敷の町並みが残されても、その隣の現代的なアパートには魅力がない。そこで、歴史的建造物を改築し共同賃貸住宅として学生や若い世代に貸し出すハウスシェアリングという形により、たくさんの方が、昔ながらの家や庭、町並みやそこに住む人たちのつながりの歴史に積極的に関わっていくことができる。このまちに興味のある人だからこそ、住民の一人として芹橋地区の歴史を大切に守り、引き継いでいくことができる。

創 整備手法

芹橋地区に合うように区画整理手法の良いところを柔軟に活用して確実に実現する。



1 地区計画

- 道路については、以下の3つの位置づけを行う。
 - A 新しい生活道路としての、幅員6m道路
 - B 地区の歴史遺産として残す、1間半道路(幅員2.7m)
 - C 建築基準法に基づき、建替時のセットバックにより、長期的に確保される空間に整備する道路
- 新しい生活道路を地区施設として指定する。
- 転回広場、街区公園を地区施設として指定する。
- 建築物の高さ、塙の構造、傾斜屋根、色等を規定する。

2 やわらかい土地区画整理事業+単独事業

- 地区計画で指定した地区施設について、区画整理手法のうち、この地区にあったものを用いて柔軟に整備する。
- すべて区画整理事業ではなく、単独の道路事業等も組み合わせる。

守る 足軽組屋敷



創る 明日



やわらかい土地区画整理事業の考え方

- 区画整理事業区域≠芹橋地区
 - ・地区計画で指定した幅員6mの新しい生活道路や転回広場、公園等、主要な地区施設整備に関わる範囲を区画整理事業の施行地区とする。
 - ・区画整理の合意形成が得られるところを中心に地区に含める。
 - ・都市計画道路を整備する沿道整備街路事業のイメージで、都市計画道路の替わりに地区計画の地区施設を整備するために区画整理事業を用いる考え方である。
- 空地などを施行地区に含める
 - ・この区画整理事業は、液面地区となることが考えられる。合意が得られる空地、空家、駐車場、公益施設用地を施行地区に含め、先行買収用地、換地用地として利用する。
 - ・逆に歴史的建造物は、施行地区には含まない。
 - ・施行地区界は境界となることもあり、また、場合によっては飛び施行地区となることもある。
 - ・地区計画の地区施設整備以外でも、現道の隅切り整備等により、公共施設の整備改善を行う。
- 買収による道路事業と組み合わせる
 - ・区画整理への参加ではなく、単なる買収に応じる権利者がいる場合、適宜、単独の道路事業を組み合わせる。
- 玉つき移転
 - ・住民に負担がからないように順番に引っ越しをしながら事業をすすめることで、この地区の生活を途切れさせない。
- 住民協働のまちづくり
 - ・区画整理を含むまちづくりの計画については、ワークショップ手法等により、当初から住民の意見を取り入れてすすめる。

